

一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る
条件付き一般競争入札の取扱基準

(平成30年4月1日以降実施分)

第1 目的

この基準は、一般社団法人わかやま森林と緑の公社(以下「公社」という。)が発注する役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 対象業務

この基準の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、原則として当該契約の予定価格が随意契約の限度額(※1)を超える一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第2条に定める業務(※2)とする。

第3 条件付き一般競争入札の方法

対象業務については、原則として条件付き一般競争入札を実施する。ただし、一般社団法人わかやま森林と緑の公社財務規程第47条第1項第1号から第7号までの規定に該当する場合は、随意契約によることができる。

また、条件付き一般競争入札は、対象業務の調達の手続及び内容を公社ホームページに掲載した上、入札書を提出(郵送を含む。)させて落札者を決定する方法により実施する。

第4 条件付き一般競争入札の参加条件

条件付き一般競争入札に参加できる者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿(以下『県名簿』という。)に登録されている者並びに公社役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿(以下『公社名簿』という。)に登録されている者(いずれも入札参加資格の停止中の者を除く。以下「名簿登録業者」という。)のうち、原則として県内に本店を有する者(以下「県内業者」という。)とする。

また、条件付き一般競争入札の参加条件として、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準の別表に定める対象業務の業務種目ごとに登録要件、人材要件及び実績要件を原則として適用するものとする。ただし、登録要件における「当該業務の登録」は県名簿又は公社名簿に登録されていることとし、実績要件における「国又は地方公共団体」に公社を加えるものとする。

第5 地域条件

条件付き一般競争入札の地域条件については、実施機関(対象業務の契約を締結しようとする森林管理課及びわかやま林業労働力確保支援センターをいう。)が、県内業者の優先を原則として、その条件付き一般競争入札の実施の都度、定めるものとする

なお、県内業者だけでは、入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務(当該契約に係る業務種目に登録されている県内業者が原則として5者未満のもの)又は履行が困難と見込まれる業務(当該契約に係る技術要件、仕様等が著しく入札参加業者を少なくすると見込まれるもの。以下同じ。)については、県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している名簿登録業者(以下「準県内業者」という。)も条件付き一般競争入札に参加させることができるものとする。

また、県内業者に準県内業者を加えてもなお入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務(当該契約に係る業務種目に登載されている県内業者及び準県内業者が原則として5者未満のもの)若しくは履行が困難と見込まれる業務又は公社が発注する頻度が極めて少ない特殊な業務(新規開発業務、全国規模の大規模イベント関連業務等県外業者の実績、経験等が特に有用と見込まれるもの)については、県外業者(県内業者及び準県内業者以外の名簿登載業者をいう。)も条件付き一般競争入札に参加させることができるものとする。

第6 適用

この取扱基準は、平成30年4月1日以後に実施する条件付き一般競争入札について適用する。

- (※1) 一般社団法人わかやま森林と緑の公社財務規程第48条に規定する随意契約の限度額(工事又は製造の請負契約は250万円、物件の借入れ契約(リース・レンタル契約等)は80万円、その他の契約(委託契約等)は100万円等)
- (※2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県公示第1261号)の別表「役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表」